

小学校における校内での教育相談体制に関する研究 I

— 教育相談体制の検証と取組の考察を通して —

【研究者】

特別支援教育・教育相談部 指導主事 川口 昌子・香川 隆太

【研究指導者】

兵庫大学健康科学部健康システム学科 准教授 加藤 和代

【研究協力員】

熊野町立熊野第四小学校 教諭 佐伯 房代

尾道市立因北小学校 養護教諭 半田 明美

研究の要約

本研究は、広島県の公立小学校における校内での教育相談体制の現状を把握し、課題を明らかにすることを目的とした。

まず、先行研究を基に小学校において機能する教育相談体制について整理した。その結果、教育相談を担当する組織（例えば、教育相談部など）は、管理職をはじめ、校内の教育相談体制を確立するためにリーダーシップをとる教育相談担当教員、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーターなどで構成させることが望ましいことが示唆された。さらに、これらの構成員が、当該児童及び保護者への対応、学級担任へのサポート、校内連携のとりまとめ、関係機関との連携、教育相談に係る年間計画の作成、教育相談に係る校内研修、教育相談に係る広報活動などを役割分担して行う必要があることが示唆された。

そこで、県内の公立小学校（広島市、福山市を除く）を対象に、教育相談体制の実態を把握するための質問紙を作成し、調査を実施した。

結果の分析から、①教育相談を担当する組織が分掌上位位置付けられていない学校が9.3%あること、②組織の構成員は、学校の規模に関係なく、主に、管理職、生徒指導担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで構成されていること、③当該児童への対応、学級担任への支援・援助、校内研修及び校内連携について役割分担がなされている学校ほど教育相談体制が機能していると感じていること、さらに、④学校規模の違いによって、教育相談に係る年間計画の作成や校内研修の企画、教育相談に係る広報活動に差があることが分かった。

これらの結果を踏まえ、小学校において機能する教育相談体制を示したモデル図を作成し、県内の公立小学校に提言することとした。

キーワード：小学校 教育相談体制 組織的な対応

目次

はじめに	71
I 研究の基本的な考え方	72
II 研究の目的と内容	77
III 実態調査	78
IV 1年次の研究のまとめ	86
おわりに	86
資料	87

はじめに

児童生徒を巡る問題として、近年、いじめ、不登校、暴力行為、コミュニケーション能力の低下等が

問題とされている。

広島県教育委員会（平成26年）は、「平成25年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状(速報)[全国数値入り]」において、小学校における暴力行為の発生件数は、前年度と比較して38.7%増加し、2年連続して増加していること、いじめの認知件数は、前年度と比較して14.1%の減少が見られ、過去5年間で2番目に多いこと、不登校児童数は、前年度と比較して4.5%増加していることなどが示されている。次項の図1、図2に示すように、過去5年間の児童1000人あたりの暴力行為発生件数と不登校児童の割合は、全国の数値を上回って推移している

ことがと示されている。

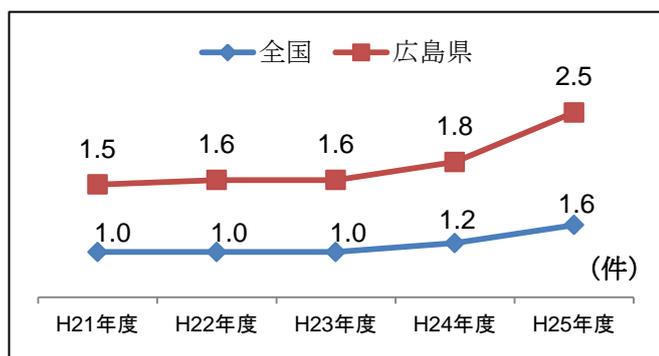


図1 児童1000人あたりの暴力行為発生件数

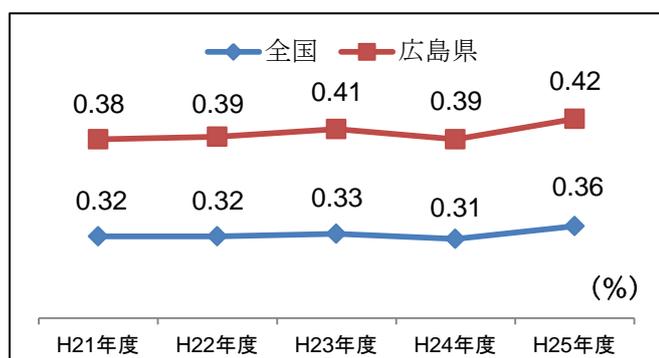


図2 不登校児童の割合

こうした状況の中、文部科学省が設置した教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成21年）は、「児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－（報告）」（以下、「協力者会議報告」とする。）において、「いじめ、不登校、暴力行為などの生徒指導上の諸問題は、依然として憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題として、これらの問題に一層効果的に対応するためには、学校等における教育相談をさらに充実する必要がある。」¹⁾と示している。

先述した本県の公立小学校における生徒指導上の諸問題の現状から、校内において機能する教育相談体制の確立は急務であると考える。

I 研究の基本的な考え方

1 小学校における教育相談体制

生徒指導提要（平成22年）（以下、「提要」とする。）において、「教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが

行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。」²⁾と定義し、生徒指導の一環として位置付けられている。

広島県立教育センター（平成17・18年）は、「生徒指導・教育相談体制の推進の在り方に関する研究Ⅰ・Ⅱ」において、教育相談体制の推進の在り方として、チーム支援の効果的な実施の必要性を挙げ、特に小学校の場合は、スクールカウンセラー等の活用も限られているため、担任一人の抱え込みにならないように担任をサポートする意識をもってチーム支援を行うことに留意する必要があると述べている。

また、今西一仁（2012）は、チームで支援を行うことの意義について次のようにまとめている。

- 様々な役割や立場の援助者が集まることによって、多面的な情報収集による支援ニーズを把握し、多様な援助資源を発見できる。
- 担任（支援担当者）の過重な負担の軽減と個々の教師の働きを生かした支援ができる。
- 複数の支援者が関わることによって、継続的、安定的な支援ができる。
- 教師の支え合いと学び合いの場をつくる。

一方、国立教育政策所生徒指導研究センター（平成16年）は、「生徒指導資料第2集 不登校への対応と学校の取組について－小学校・中学校編－」において、教育相談体制等に係る課題について、対応が学級担任一人に任せがちで、学校全体での組織的かつ具体的な対応が十分に行われていない場合が見られるとしている。

また、奈良県立教育研究所（平成24年）は、校務分掌中の教育相談担当分掌（教員）及び教育相談室の有無を尋ねた質問紙調査の結果、小学校の肯定的な回答が他の校種と比較して最も低いと述べ、その理由として、小学校は小規模校が多く、教育相談を担当する組織（以下、「教育相談校内組織」とする。）を分掌として位置付けるには教員の数が少ないことを挙げている。

さらに、このことに関連して、西山久子・淵上克義（2008）は、教育相談担当者は、在校生の心理教育的活動を担う分掌を抱え、同時に、多くは自らの学級や担当教科と職務内容も兼務しており、このような中で、学校での教育相談活動を活性化させ、学級担任と協働して児童の支援を充実させることはたやすいことではないと述べている。

これらのことは、本県の公立小学校においても危

惧されるところである。平成26年7月に実施した本研究に係る研究協力員会議において、研究協力員から、小学校における教育相談体制の現状と課題について、次のような実態が挙げられた。

- 生徒指導実践指定校における生徒指導担当教諭の加配の有無により、校内の教育相談体制や取組が大きく異なる。
- 学級担任の抱え込みによる心理的負担が大きい。
- 日々の職務等の多忙さや、教職員間の連携不足が課題である。
- その他、特別支援教育に関する課題、スクールカウンセラー等外部との連携に関する課題、職員研修の内容等の課題がある。

このことから、本県の公立小学校における校内での教育相談体制については、学校全体の活動として十分に組織化されておらず、その結果、教育相談活動がそれに関わる一部の教員の取組だけにとどまったり、十分に機能していないのではないかと推測される。

2 機能する教育相談体制とは

(1) 教育相談校内組織

文部科学省（平成20年）は、中学校学習指導要領解説特別活動編において、「教育相談は一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」³⁾と示されている。

提要において、教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築し、かつ、整備していくことが必要であると示されている。また、「全校を挙げて、教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって連絡や調整等を行う部・係・委員会等の組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにすることが必要です。」⁴⁾と示されている。さらに、「教育相談に関する校内組織は、教育相談部として独立して設けられるもの、生徒指導部や進路指導部、学習指導部、保健部などの中に教育相談係といった形で組み込まれるもの、関係する各部門の責任者で

構成される委員会として設けられるもの、新たに特別支援教育の分掌組織の中に組み込まれるものなど様々であり、どのような組織がよいかは、学校種、学校の規模、職員構成、児童生徒の実態や地域性などを勘案して作ることが望ましいといえます。」⁵⁾と示されている。

また、協力者会議報告（平成19年）において、教育相談機能を高めるためには、一人一人の教職員の力量は大切であるが、校内の各組織と連携が図られた機能的な体制が構築されていること、教育相談を担当する組織は、特に、「生徒指導」「学校保健」「進路指導」「特別支援教育」等を担当する組織との連携をしていることが大切であると示されている。

河村茂雄・武蔵由佳・川俣理恵（2012）は、教育相談体制の考え方として、従来から継続してきた組織体制ありきでなく、実態に即した機能的な組織体制づくりが求められていると指摘している。また、学校に所属している子供の実態と、所属する教師たちの構成に応じて機能しやすい体制をつくっていけばよいと述べ、実際に学校で多く見られる教育相談体制の形態を、4つのパターンに分類している。この分類を基に、稿者が図としてまとめたものを図3から図6に示す。

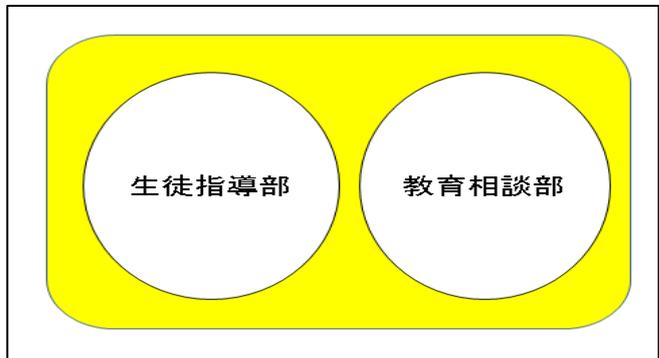


図3 生徒指導部と教育相談部が独立して組織

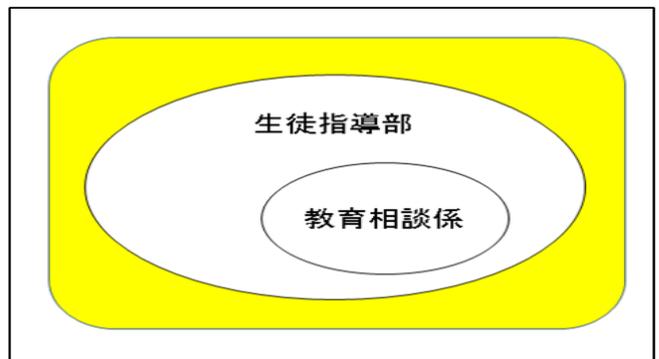


図4 生徒指導部の中に教育相談係として組織

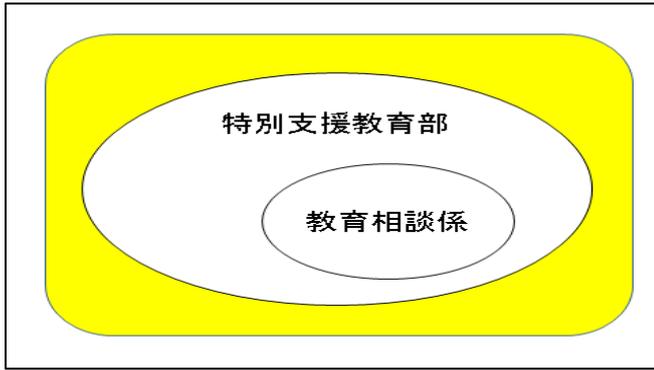


図5 特別支援教育部の中に教育相談係として組織

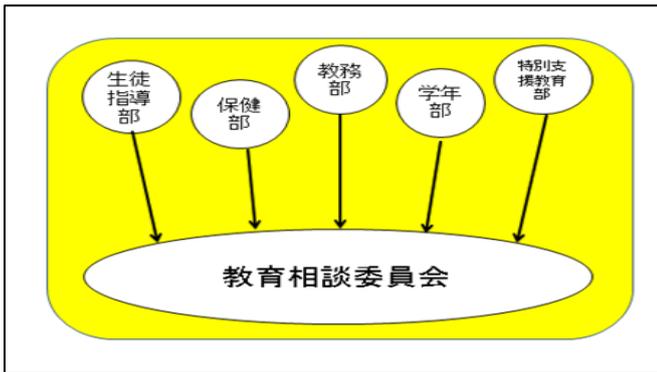


図6 委員会として組織

(2) 組織の構成員

国立教育政策所生徒指導研究センター（平成16年）は、学校全体での組織的かつ具体的な対応を行うためには、校長の強いリーダーシップの下、学級担任、生徒指導主事、養護教諭などの関係教職員等がそれぞれの役割について相互理解した上で、日頃から連携を密にし、一致協力して対応が求められると示している。

また、提要において、教育相談を組織的に行うためには、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が重要でありコーディネーターとなる教員を置く場合には、教育相談が学校の基盤的な機能であることを踏まえて、教育相談に十分な識見と経験を有する教員を選任することが校長のリーダーシップとして求められると示されている。そして、その際に養護教諭や特別支援教育コーディネーターがこれを兼ねたり、複数の教員がこの役割を担ったりするなど、それぞれの学校の実状により柔軟な対応が考えられ、特に、心の問題を言語化できずに何らかの身体症状で訴える児童生徒が増える中で、教育相談の組織に占める養護教諭の存在と役割は大きくなっていると示されている。

教育相談機能を高めるために、前述したように、

「生徒指導」「学校保健」「特別支援教育」等を担当する者が、組織的に連携していることが大切であることから、構成員として、生徒指導担当教員、保健主事、特別支援教育コーディネーターが加わることが望ましいと考える。

これらのことから、教育相談校内組織は、校長、学級担任をはじめ、教育相談担当教員、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭及び特別支援教育コーディネーターで構成され、互いに協働できるよう役割分担することが求められると考える。

(3) 教育相談の推進

提要において、教育相談が十分な成果を上げるためには、教育相談に関する諸計画が学校の教育計画全体の中に位置付けられていることが必要であると示されている。また、教育相談に関する計画としては、教育相談の理念や、その学校の目標や組織・運営等が明示された「全体計画」、教育相談の実施計画を始め、教育相談の研修や保護者や関係機関の連携などに関する事項が学期・月ごとに示される「年間計画」、さらに、それぞれの事項がどのような方針の下に「誰が」「いつ」「どのように行うか」の細目を分かり易く示した具体的な「実施計画」が柱となり、立案に当たっての留意点を次のように示している⁶⁾。

- 計画の立案に携わる教育相談部（係・委員会等）の担当教員は、学校としてどのような目的で、どのような基本方針に基づいて行うのかを明らかにし、諸計画の意味などをよく説明し、全教職員の共通理解と協力を得られるように努めること。
- 自校の実情を踏まえて、全教職員が関係する活動、スクールカウンセラーが中心となる活動、学級担任・ホームルーム担任が行う活動などに分け、より具体的な年間計画を立てること。その際、無理のない計画を立てること、新たなものを取り入れる前に、既存の教育活動を活かして計画に反映させていくこと、などが計画を実効あるものにするためには肝要です。
- 立案担当者間の打ち合わせを随時行い、率直に意見交換のできる関係にしておくこと。なお、計画立案に当たって、担当者全員で、年度末に1年間の教育相談業務の振り返りと見直しを行うことはいうまでもありません。

東京都教育相談センター（平成22年）は、「思春

期の生徒が充実した学校生活を送るために」において、教育相談に係る組織を「教育相談委員会」と称し、「教育相談委員会」における協議内容を次のように示している⁷⁾。

- 児童生徒の状況確認
- 情報の整理
- 対応の方針
- 具体的な対応方法
- 対応の役割分担
- 対応の評価
- 保護者との連携
- 関係機関等との連携

これらのことから、小学校における機能する教育相談体制とは、校内において分掌等に位置付けられ、組織の構成員として挙げた校長、学級担任をはじめ、教育相談担当教員、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭及び特別支援教育コーディネーターが、それぞれが役割分担して、組織的に活動できる体制であると考える。

3 教育相談体制における教職員の役割

(1) 管理職の役割

教育相談体制における管理職の役割として、河村(2012)は、学校経営の中に教育相談を位置付け、学校組織の中で教師個々が確実な対応ができるように、適切な指導と援助を行う役割が期待されると述べている。また、提要においては、学級担任が保護者との関係に行き詰まった場合、両者の間に入って関係調整を図り協力関係の形成を側面から支援する役割や、児童生徒が安全で心豊かに育つために地域住民へ向けて学校の教育姿勢を発信し、協力を求める役割もあると示されている。

小林知可志・真木吉雄(2012)は、「教育相談を生かした学校づくりー児童生徒一人ひとりが育つ学校経営ー」において、管理職が教育相談を生かした学校づくりのための留意事項として次のように示している。

- 児童生徒の内面的理解に努める
- 児童生徒間や教師との信頼関係を築く
- 安心感のある学校をつくる
- 個を尊重した学校をつくる
- 全校体制で教育相談に取り組む
- カウンセリングマインドをもつ

これらのことから、教育相談体制における管理職の役割は、教育相談を学校運営の中に位置付け、学校の教育活動全体で行うことができるよう、環境の整備や教員への指導・助言を行うことであると捉える。

(2) 学級担任の役割

提要において、学級担任として教育相談を行うためには、①問題を理解する、②問題を未然に防ぐ、③心の発達をより促進する等のスキルが必要であると示されている。

このようなスキルを身に付ける前の学級担任の姿勢として、福田美智子・名島潤慈(2011)は、学級内の児童生徒に積極的に声を掛け、できるだけ児童生徒と同じ視点をもつこと、また、児童生徒のわずかな変化も見逃さないようによく観察することが大切であると述べている。

また、鳥取県教育委員会(平成26年)は、「元気いっぱい 園・学校づくりのポイント集～校内研修の活性化による課題解決に向けて～」において、「学級担任が行う教育相談の目的は『安心で安全な学級(居場所づくり)』『温かい空気で満たされている学級(絆づくり)』を基盤にして、一人一人に寄り添うことで児童生徒の心の成長や発達につながるように支援することです。」⁸⁾と示している。

これらのことから、教育相談における学級担任の役割は、教育相談に関するスキルを高め、児童のわずかな変化も見逃さないようによく観察すること、そして、児童一人一人に寄り添い、児童の心の成長や発達につながるように支援することであると考える。

(3) 教育相談担当教員の役割

黒田祐二(平成26年)は、教育相談部のとりまとめを行うのが教育相談担当教員であり、その役割は、学級担任をサポートするのみならず、教育相談を学校全体で計画的に行っていくことや、学校内外の関係者をつなぐコーディネーターとなり、チーム援助を機能させることであると述べている。

提要において、教育相談担当教員の役割について①学級担任へのサポート、②校内への情報提供、③校内及び校外の関係機関との連絡調整、④危機介入のコーディネート、⑤教育相談に関する校内研修の企画運営、⑥教育相談に関する調査研究の推進などがあると示されている。①から⑥のそれぞれの役割の具体的な内容について、稿者がまとめたものを表1に示す。

表 1 教育相談担当教員の役割

役割	内 容	具体的な内容
①学級担任へのサポート	児童生徒への対応や保護者への対応に悩む教員への支援	○悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」というスタンスが望ましい。 ○指導や対応に役立つような資料を提供したり、他の教員から情報を収集したりして学級担任を支援し、時には助言を行う。
	保護者面接への同席	○学級担任の保護者面接に同席し、中立的立場で調整を行う。
	児童生徒への個別対応	○必要に応じて問題となる児童生徒と関わる。
②校内への情報提供	校内への情報提供を行うときの留意点	○最新情報を校内に提供する。
		○問題となる児童生徒についての家庭環境、保護者の姿勢等、学年を超えて収集し、事例検討の資料として提供する。
		○他機関からの専門的情報をまとめ、校内で共通理解を図る。
		○「教育相談だより」などの発行を通して、共通理解を図る。
③校内及び校外の関係機関との連絡調整	校内における連絡調整	○問題の程度により、「学年教諭を始め管理職、生徒指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、不登校問題の担当、養護教諭、スクールカウンセラーなどへ」とつなぎ、連携を図る。 ○校内に相談室が設置されている場合は、相談室の利用や運営の方法について校内でルール化し、共通理解を図る。
	校外専門機関との連絡調整	○地域の教育機関や医療機関、福祉機関と関わる場合がある場合、連絡を取り合い、連携して支援する。
④危機介入のコーディネート	危機場面への適切な対応	○管理職や生徒指導担当教員と協議し危機対応チームの組織化を図り、各教員の役割分担を決める。
		○危機対応マニュアル作りなど危機教育を企画する。
		○専門機関との連携を強化する。

		○危機対応についての知識と方法の校内研修を企画実施する。 ○様々な危機場面に応じて、専門機関との連絡調整、心的外傷を負った児童生徒の調査、保護者への対応などの役割を果たす。
⑤教育相談に関する校内研修の企画運営	校内研修の企画運営	○教員のニーズをよく受け止め、学校全体の教育方針に基づいたテーマを考え、研修を実施する。 (例) ・児童生徒の事例検討 ・日々の教育実践に役立つ研修 ・新しい知識を習得する研修 ・体験的に学ぶ研修 ・学校を取り巻く大きな教育状況を学ぶ研修 等
	ミニ事例検討	○日常場面での様々な機会を用いて児童生徒の問題を検討する機会を設ける。
⑥教育相談に関する調査研究の推進	アンケート等調査の実施	○その時々での教育相談的問題について客観的な情報を把握するための調査 ○児童生徒の精神衛生や生活時間に関する調査

このように、教育相談担当教員は、校内の教育相談体制を確立し、組織を機能させるためのリーダーであり、調整役であると考えられる。従って、校内で情報と人を結び付け、機能的な動きをつくり出す役割が求められている。

(4) 生徒指導担当教員の役割

協力者会議報告（平成21年）において、「学校における教育相談は、生徒指導そのものであり、面談活動だけではなく、日頃の教育活動とあわせて相談活動が実施できること、児童生徒の実態に即して積極的にきめ細かく働き掛けることができることが学校外の教育相談機関にない利点である。」⁹⁾と示されている。また、教育相談に関する校内組織について、提要において「生徒指導部などの中に教育相談係といった形で組み込まれるものがある。」と示されている。

これらのことから、生徒指導担当教員の役割は、問題行動等への対応のみにとどまらず、教育相談に

おける校内での連絡・調整，専門機関等との連携等における役割を担うものとする。

(5) 保健主事の役割

文部科学省（平成22年）は、「保健主事のための実務ハンドブック」において、保健主事の役割を4項目挙げており、その一つである「学校保健に関する組織活動の推進」で、保健主事は、学校保健に関する組織活動の中核として重要であると示されている。また、保健主事は、「生徒指導部」「教育相談部」などの関連する組織と綿密に連携を図ることと示されている。さらに、健康観察や健康相談等の結果から、児童生徒等の心身の健康課題を把握し、解決策等の具体策を推進していくうえでのリーダーシップを発揮していくことが求められると示されている。

これらのことから、保健主事は学校保健活動を推進する立場として、校内の教職員の協力体制を整え、学校保健の立場から、教育相談において組織的な役割を果たすものとする。

(6) 養護教諭の役割

提要において、養護教諭の役割について、保健室には、心身の不調を訴えて頻回に保健室に来室する者、いじめや虐待が疑われる者、不登校傾向者、非行や性的な問題行動を繰り返す者など、様々な問題を抱えている児童生徒が来室し、養護教諭は、このような問題を抱えている児童生徒と日常的に保健室でかかわる機会が多いため、そのような機会や健康相談を通して、問題の早期発見、早期対応に努めることが重要と示されている。また、対応に当たっては、医療機関等の関係機関との連携の必要性の有無について適切な判断を行えるようにするとともに、学級担任をはじめ教育相談部などの校内組織と連携して対応に当たることが大切であるとも示されている。

嶋崎政男（2014）は、教育相談における養護教諭の役割について、健康教育の一環として行われ、ヘルスプロモーションの考え方に基づく開発的教育相談の一翼を担っていることや、保健室での児童生徒の心身の疾病等への対応により、問題の特徴をいち早く把握できることであると述べている。また、健康診断結果に基づく「健康相談」等の個別指導・支援も重要であると述べている。

文部科学省（平成23年）は、養護教諭が行う「健康相談」は、児童の心身の健康問題に関して、専門的な観点から行われると示している。また、相談や受診の必要性の判断、医療機関等との連携における窓

口の役割等が求められており、さらに、養護教諭の職務の特質から、児童の心身の健康問題を発見しやすい立場にあることから、いじめや児童虐待等の早期発見・早期対応に果たす役割も求められていると示している。

(7) 特別支援教育コーディネーターの役割

国立特殊教育総合研究所（平成18年）は、特別支援教育コーディネーターについて、「保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、位置付けられます。」¹⁰と示している。また、小・中学校においては、学校内の関係者間の連携協力、盲・聾・特別支援学校などの教育機関、医療・福祉機関との連携・協力の推進役としての役割があると示している。

このことから、特別支援教育コーディネーターの教育相談における組織的な役割は、管理職や学級担任、教育相談担当教員等と連携し、特別支援教育を必要とする児童や保護者の相談に応じ、専門機関等との連携を行ったり、特別支援教育に係る校内研修会を企画したりする役割を担う。

(8) 組織的な教育相談

2「機能する教育相談体制とは」及び3「教育相談体制における教職員の役割」から、小学校において組織的な教育相談活動を行うためには、学級担任はもとより、管理職、生徒指導担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等へつなぎ、連携を図り、これらの構成員が、当該児童及び保護者への対応、学級担任へのサポート、校内連携のとりまとめ、関係機関との連携、教育相談に係る年間計画の作成、教育相談に係る校内研修、教育相談に係る広報活動などを役割分担し、連携して行う必要があると考える。

II 研究の目的と内容

1 研究の目的

本研究は、広島県の公立小学校における校内での教育相談体制の現状を把握し、課題を明らかにすることを目的とする。

2 研究の内容と方法（1年次）

- 教育相談体制に関する文献研究
- 調査内容の考案・作成
- 小学校の教育相談体制に係る実態調査の実施
- 調査結果の整理と考察

- 次年度の研究計画の作成

Ⅲ 実態調査

1 教育相談体制に関する質問紙について

(1) 質問紙の作成

実態調査のための質問紙の作成にあたっては、先行研究及び生徒指導提要等を参考に、質問項目を考え、研究指導者の指導・助言のもと、作成した。

(2) 調査の基本構成

本調査は「教育相談体制の現状について」「校内や関係機関等との連携について」「教育相談体制の推進について」の三領域から成り、自由記述を含む21の設問で構成した。

回答方法は、各設問に設定された選択肢から回答することを基本とし、選択肢以外の回答がある場合及び「中学校との連携」、「教育相談推進のための課題」については、自由記述による回答とする。

調査項目及び調査内容の概要を表2に示す。

表2 調査内容の概要

表2 調査内容の概要	
I	教育相談体制の現状について
	○ 校内の校務分掌上の位置付け
	○ 構成員
	○ 年間計画
	○ 校内での役割
	○ 相談室について
	○ 教育相談の実施状況
	○ 研修会の実施状況
	○ 問題の把握方法
II	校内や関係機関等との連携について
	○ 校内の連携
	○ 関係機関等との連携
	○ 中学校との連携
III	教育相談体制の推進について
	○ 教育相談体制の機能についての現状と課題
	○ 教育相談推進のための課題

(3) 調査方法、調査対象及び調査期間

- 調査方法
質問紙調査
- 調査対象
広島県内（広島市・福山市を除く）の公立小学校273校中266校（回収率97.4%）
- 回答者
校長，教頭，生徒指導担当（主事），養護教諭，特別支援教育コーディネーター，その他の教職員
のいずれか1名

- 調査期間

平成27年1月9日～平成27年1月28日

(4) 集計方法

集計については、質問項目ごとに単純集計を行い、結果を百分率や合計で表す。自由記述については、分類・整理を行う。

2 質問紙調査の結果と考察

(1) 教育相談体制の現状

ア 校内の校務分掌上の位置付け

校務分掌上の位置付けを図7に示す。

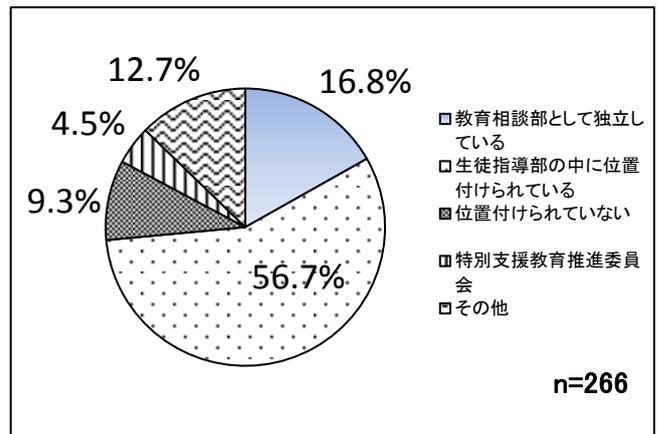


図7 校務分掌上の位置付け

校務分掌上の位置付けについては、「生徒指導部の中に位置付けられている」といった回答が最も多かった。その他の回答では、「教務部」や「研究部」「保健部」の中に位置付けられていたり、「特別支援教育委員会」「不登校対策委員会」「いじめ防止委員会」等の委員会、「体罰・セクシャルハラスメント相談窓口」と兼ねていたりといった回答が多くあった。

特に「特別支援教育委員会」と兼ねている学校が多く見られた。また、9.3%の学校が「校務分掌上に位置付けられていない」と回答しており、教頭や養護教諭等、限られた担当者のみで担当されていたり、「分掌として立ち上げていないが、ケースによって対応する部や委員会を分けている」と回答したりした学校もあった。

イ 構成員

構成員は、図8に示すように、「養護教諭」「教頭」「生徒指導担当（主事）」「特別支援教育コーディネーター」の順で多かった。

その他では「主幹教諭」「心の相談員」「スクールソーシャルワーカー」等が挙がっていた。

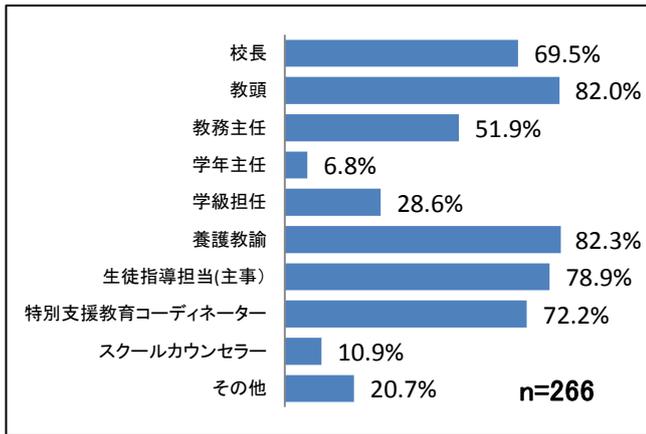


図8 教育相談担当の構成員

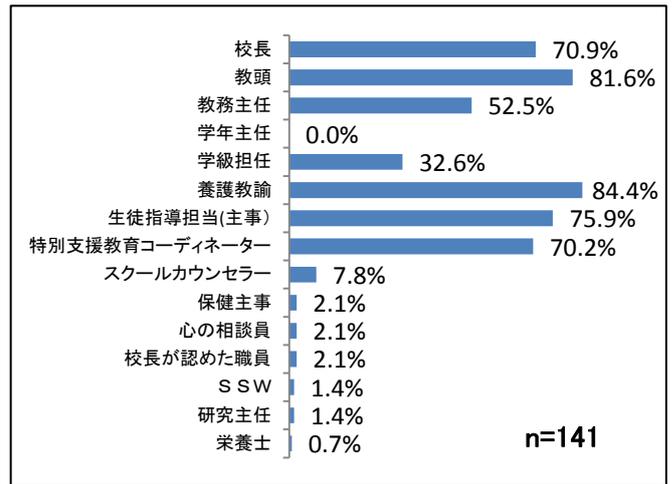


図10 6～11学級の学校の構成員

学校規模別では、図9から図12に示すとおり、構成員数に異なりが見られた。学級数が31学級以上の学校については、校数が少ないので割愛する。

学級数が5学級以下の学校 (n=42) の構成員は、「教頭」「養護教諭」「生徒指導担当(主事)」「特別支援教育コーディネーター」「校長」の順であった。

学級数が6～11学級 (n=141) では、「養護教諭」「教頭」「生徒指導担当(主事)」「校長」「特別支援教育コーディネーター」「教務主任」の順であった。いずれも「学年主任」は0%で、分掌化をするには教員の数が少ないことが窺える。

学級数が12～18学級 (n=53) では、「教頭」「養護教諭」「特別支援教育コーディネーター」「生徒指導担当(主事)」「校長」の順であった。

学級数が19～30学級 (n=42) の学校では、「生徒指導担当(主事)」「養護教諭」「教頭」「特別支援教育コーディネーター」「校長」の順であった。また、「主幹教諭」の配置があるために、構成員に「主幹教諭」が含まれている学校も25.9%見られた。

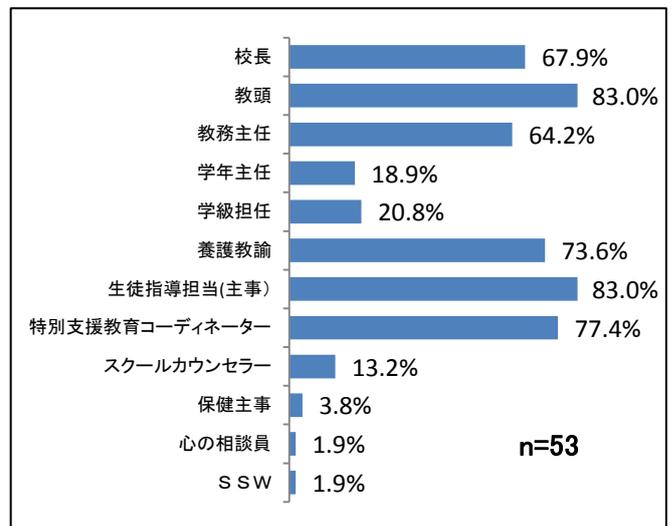


図11 12～18学級の学校の構成員

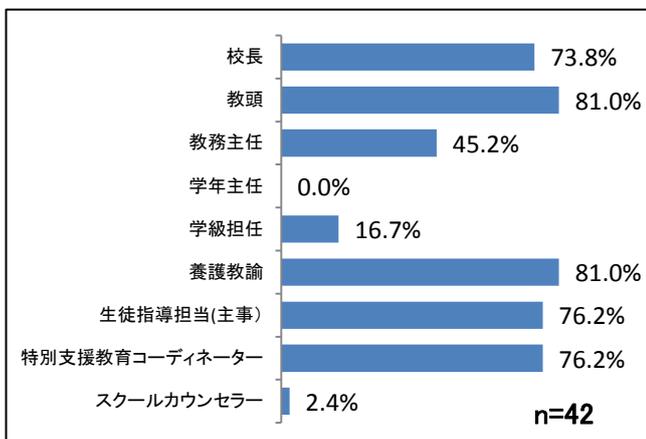


図9 5学級以下の学校の構成員

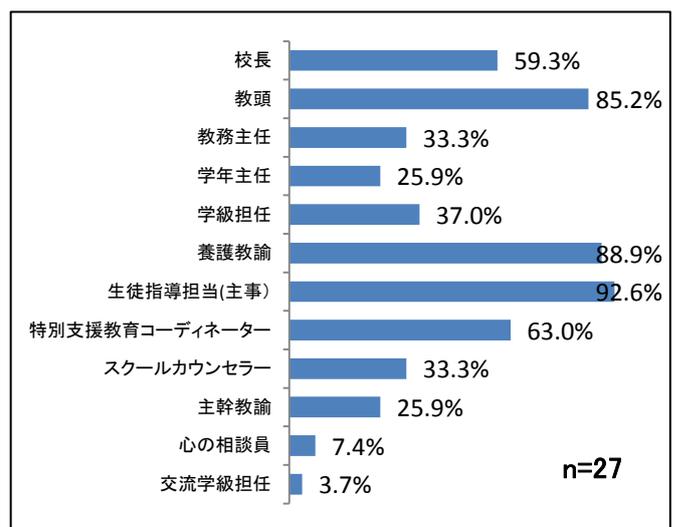


図12 19以上～30学級の学校の構成員

どの学校規模においても「教頭」「養護教諭」「生徒指導担当(主事)」「特別支援教育コーディネーター」の割合が高い。

ター」が構成員として挙げられている割合が高く、「生徒指導担当（主事）」については、学級数が19～30学級の学校で92.6%であった。

構成員と学校規模との関連については、検定（ χ^2 検定）の結果、学校規模によって構成員に特徴があるとはいえないことがわかった。

ウ 教育相談担当（部も含む）の役割

教育相談担当の役割（部も含む）について、図13に示す。

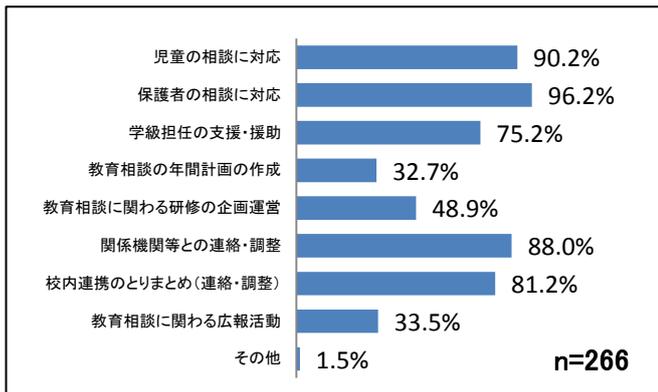


図13 教育相談担当（部も含む）の役割

教育相談担当の役割としては、「保護者の相談への対応」「児童の相談への対応」が多く、次いで「関係機関等との連絡・調整」「校内連携のとりまとめ（連絡・調整）」であった。

「学級担任の支援・援助の割合」は、75.2%とやや高い数値を示していた。

「教育相談に関わる年間計画の作成」「広報活動」「研修の企画・運営」についてはあまり実施されていない様子が窺える。

学校規模別では、図14から図17に示すとおり、役割に異なりが見られた。

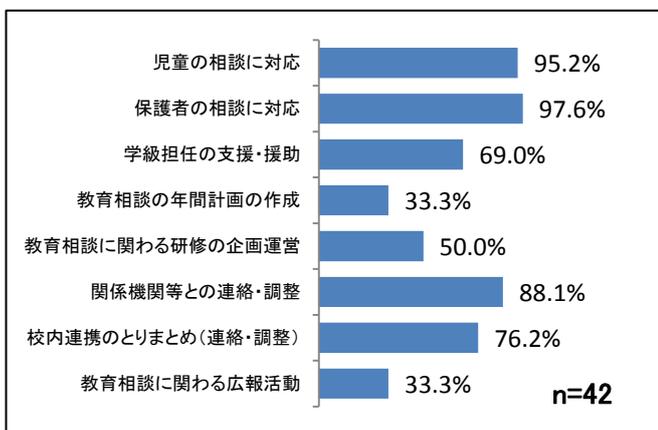


図14 5学級以下の学校の役割

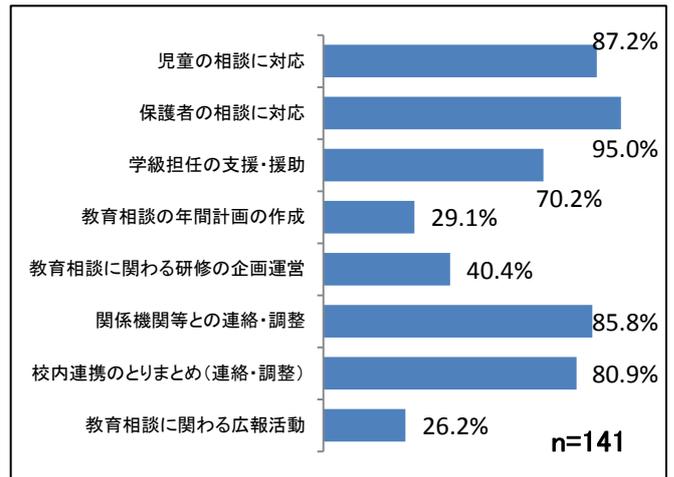


図15 6～11学級の学校の役割

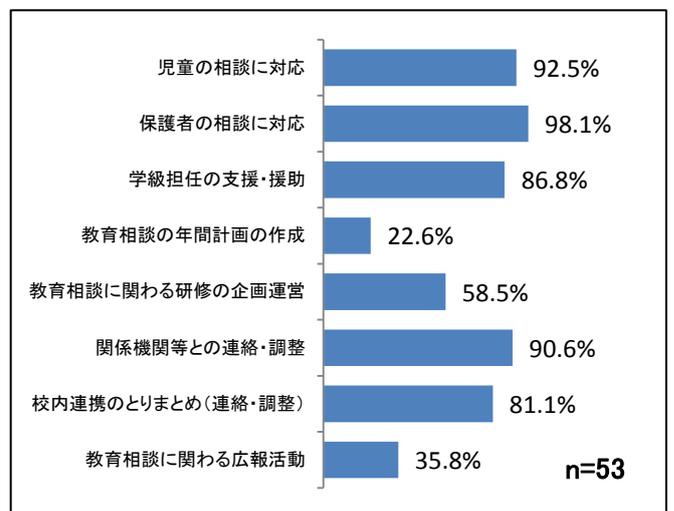


図16 12～18学級の学校の役割

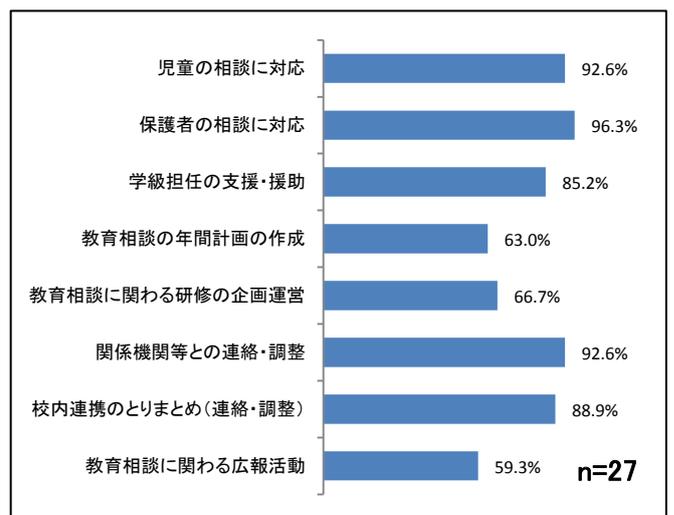


図17 19～30学級の学校の役割

どの規模の学校でも、児童より保護者からの相談が多く見られた。また、学級数が12学級以上の規模

の学校では「学級担任の支援・援助」の割合が高い。

学校規模の違いによる特徴として、「教育相談の年間計画の作成」に関する項目に大きな違いが見られた。学級数が19学級を超える学級では、63.0%の学校で年間計画の作成が行われており、全体の平均の32.7%を大きく上回っている。

教育相談担当の役割と学校規模との関連については、検定 (χ^2 検定) の結果、学級数12~18学級の学校と19~30学級の学校では、教育相談に関わる研修の企画運営ができていないのではないかと推測される。また、学級数19~30学級の学校では、教育相談の年間計画の作成、教育相談に関わる広報活動が役割としてできていないのではないかと推測される。

エ 教育相談の年間計画の有無

教育相談の年間計画の有無を図18に示す。

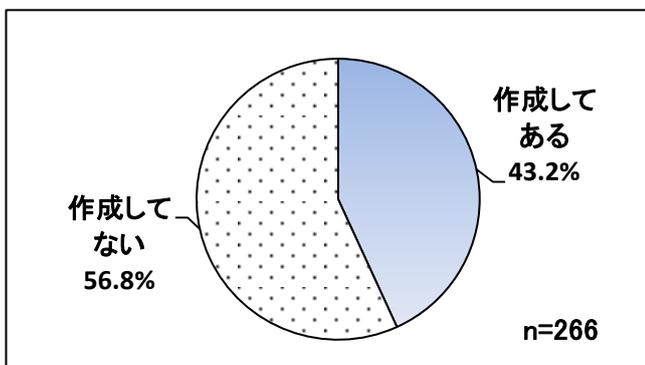


図18 年間計画の有無

教育相談年間計画を「作成してある」と回答した学校は、43.2%と半数以下であった。

教育相談の年間計画については、生徒指導に関する年間計画や学校全体の行事予定等に組み込まれている場合もあるのではないかと推測される。

オ 専用の教育相談室の有無

教育相談専用の相談室の有無と教育相談を行う部屋を図19、図20に示す。

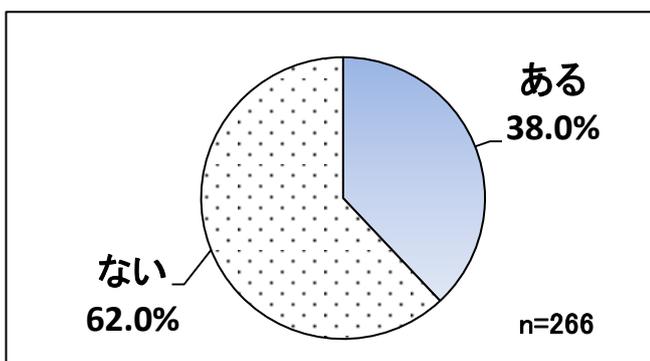


図19 専用の相談室

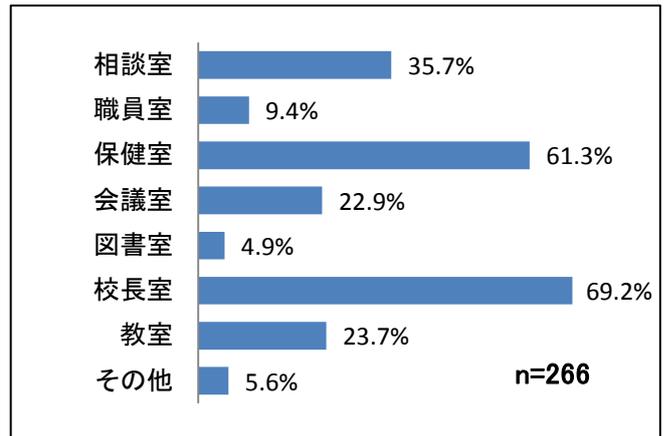


図20 教育相談を行う部屋

「相談室」のように、教育相談を行う際に使用する専用の部屋については、「設置されている」と回答した学校は38.0%となっており、多くの学校では、「校長室」や「保健室」で教育相談が行われていることがわかった。また、「教室」や「会議室」等が教育相談を行う部屋として使用されている場合もある。

カ 教育相談に係る校内研修

教育相談に係る校内研修について、実施の有無と実施回数を図21、図22に示す。

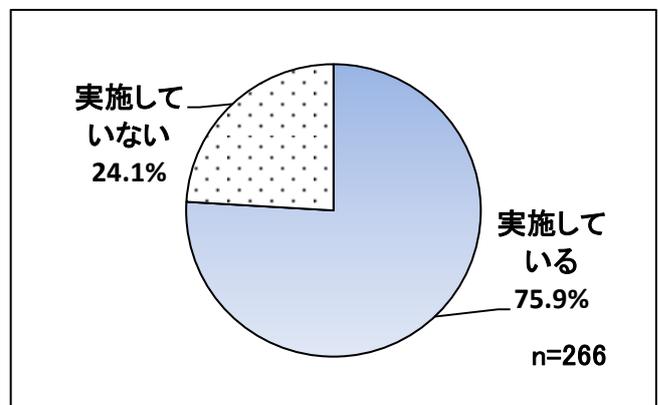


図21 教育相談に係る校内研修

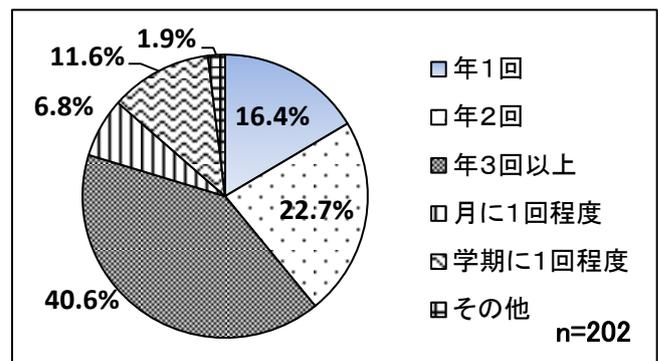


図22 校内研修の実施回数

教育相談に係る校内研修は、75%を超える学校で実施されていた。実施回数については、年に3回以上と回答した学校が40.6%と最も多く、次いで年に2回が22.7%、年に1回が16.4%であった。

一方、「校内研修を実施していない」が24.1%であり、Ⅲ-2(1)ウの結果と併せて見ると、校内研修の企画については、50%前後の学校でできているが、運営は難しい状況にあるのではないかと推測される。

(2) 校内や関係機関等との連携

ア 校内の連携

校内連携の実施と校内連携のメンバーを図23、図24に示す。

教育相談にかかわる校内連携については、「いつも連携を行っている」「必要に応じて連携を行っている」の回答を合わせると、99.6%であった。

校内での連携は、「校長」「教頭」との連携を密に行っている実態が多かった。次いで、「生徒指導担当(主事)」が82.0%、「養護教諭」が81.2%であった。

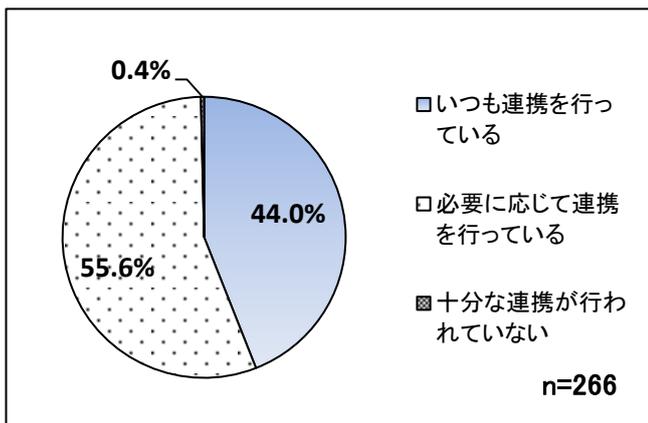


図23 教育相談に係る校内連携

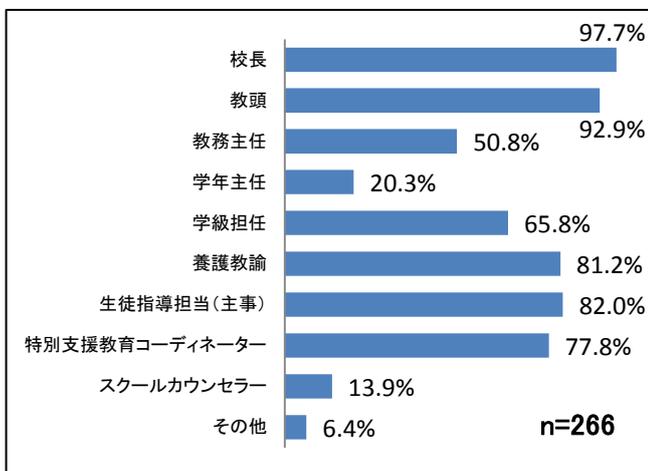


図24 校内で連携するメンバー

イ 関係機関等との連携

校外の関係機関等との連携について、図25に示す。

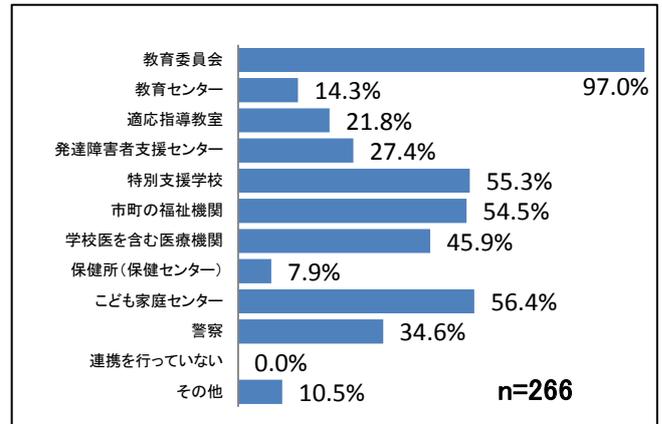


図25 関係機関等との連携

校外の関係機関等との連携については、「教育委員会」との連携が97.0%で、最も多かった。次いで、「こども家庭センター」が56.4%、「特別支援学校」が55.3%、「市町の福祉機関」「医療機関」と続いている。また、「警察」との連携が34.6%あり、これは、生徒指導上の諸問題の状況において報告されている小学校における暴力行為の発生件数が、前年度と比較して38.7%増加し、2年連続して増加していること、過去5年間の児童1000人あたりの暴力行為発生件数が、全国の数値を上回って推移していることとの結果と関連が大きいのではないかと考える。

ウ 中学校との連携を図るための取組

自由記述から、中学校との連携の内容について次に示す。()内は件数を表す。

- 中学校区生徒指導主事部会等での連携 (78)
- 小中連絡会等による定期的な情報交換 (63)
- 中学校進学時の連携 (35)
- 中学校教師による乗り入れ授業や相互の授業参観等 (31)
- 小中一貫教育による定期的な連携 (22)
- 特別支援教育コーディネーターの連携 (21)
- 小中合同研修会及び合同行事 (18)
- 管理職間の連携 (14)
- 養護教諭の連携 (14)
- 中学校のスクールカウンセラーとの連携 (14)
- 教務主任の連携 (12)
- 保健主事の連携 (9)

中学校との連携内容については、中学校区の生徒指導主事部会で連携を図っていると記述した学校が多かった。また、小中連絡会を定期的に設けていたり、小中一貫教育による中学校区の各担当者間での連携や、乗り入れ授業や授業参観等が行われていたりする学校も多かった。また、中学校進学時における児童に関する情報交換等の連携、小中合同研修会や合同行事の実施、中学校区での特別支援教育コーディネーターや管理職、養護教諭の連携、中学校区のスクールカウンセラーとの連携により、中学校との連携を図っている実態が明らかになった。

(3) 教育相談体制の推進

ア 教育相談が機能していると思われる内容

教育相談体制が機能しているか、また、機能していると思われる内容について、図26、図27に示す。

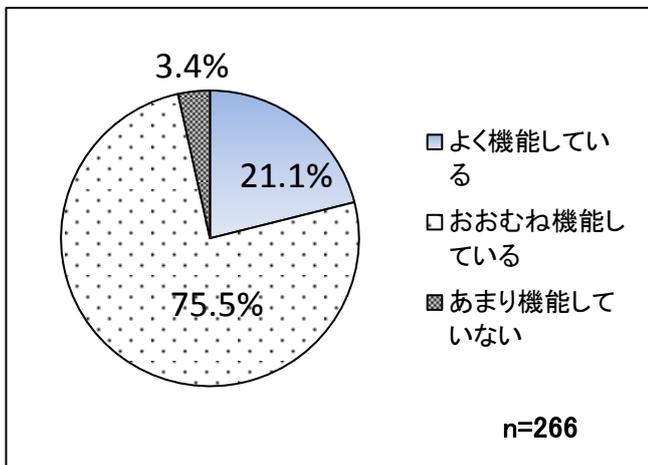


図26 教育相談体制は機能しているか

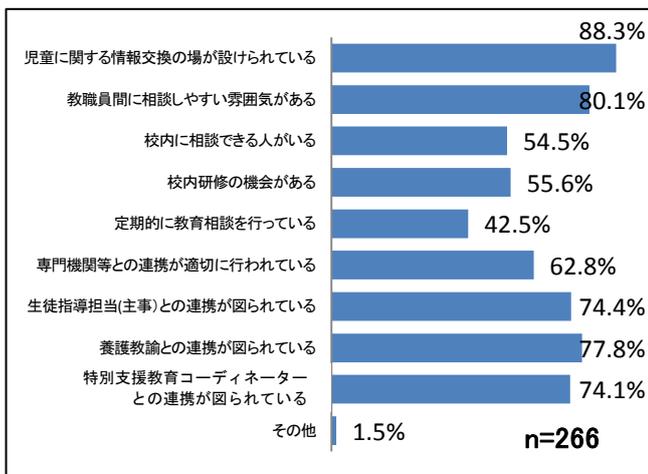


図27 機能していると思われる理由

教育相談体制が「よく機能している」と回答した割合は21.1%であり、「おおむね機能している」と

回答した割合は75.5%であった。

その理由として、「児童に関する情報交換の場が設けられている」「教職員間に相談しやすい雰囲気がある」が挙げられている。このことは、教職員間でいつも児童の話題が挙げられ、教職員間の信頼関係が築かれていることが考えられる。

また、「養護教諭との連携が図られている」が77.8%、「生徒指導担当(主事)との連携が図られている」が74.4%、「特別支援教育コーディネーターとの連携が図られている」が74.1%であった。

機能する教育相談体制を考えると、「養護教諭」「生徒指導担当(主事)」「特別支援教育コーディネーター」との関わりが大きいことから、これらの者は、体制における位置付けを明確にしておくことが大切であると考えられる。

イ 教育相談の機能を高めるための現状における課題について

教育相談の機能を高めるための現状における課題について図28に示す。

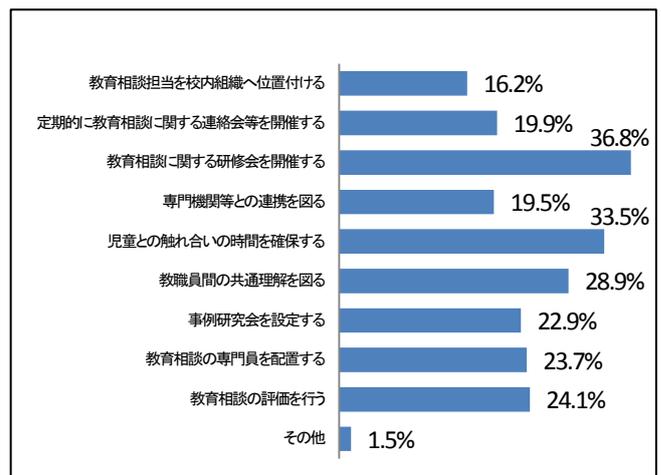


図28 機能を高めるために考えられる現状における課題

教育相談の機能を高めるために考えられる現状における課題については、「教育相談に関する研修会の開催」や、「児童との触れ合いの時間を確保する」「教職員間の共通理解を図る」と回答した割合が高かった。

他に「教育相談の評価」「教育相談の専門員(スクールカウンセラー等)の配置」「事例研究会の設定」が挙げられている。

ウ 教育相談を進めるうえでの困難

教育相談を進めようとするとき、困難だと思われることについて図29に示す。

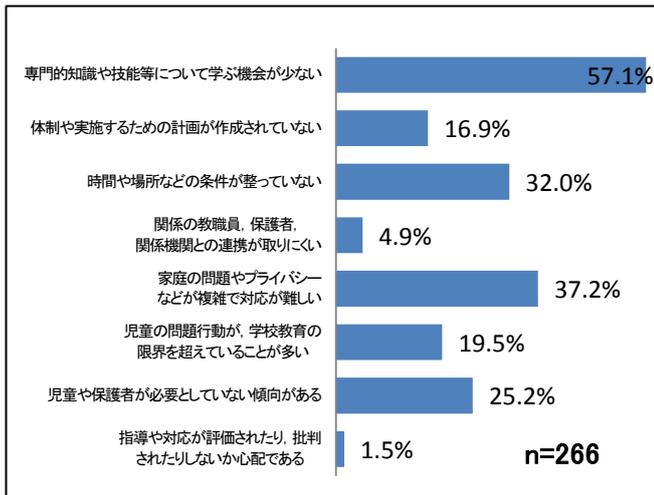


図29 困難だと思われること

教育相談を進めようとするときに困難だと思うことは、「専門的知識や技能、方法について学ぶ機会が少ない」と回答した割合が57.1%で最も高かった。次いで、「家庭の問題やプライバシーなどが複雑で対応が難しい」といった家庭や個人の問題や「時間や場所などの条件が整っていない」といった条件整備についての課題が挙げられた。また、「児童や保護者が必要としない傾向がある」が25.2%であった。

前項イでの結果と併せて、教育相談に関する研修及び時間の確保、児童・保護者等への広報活動の必要性が考えられる。

エ 教育相談推進上の課題について

自由記述の内容を整理すると、教育相談推進上の課題は概ね次の3点にまとめられた。

(7) 課題1 時間確保

児童に関わる時間や教育相談を行う面談時間、校内で関係者が共通理解を図る時間の確保が難しいといった意見が多かった。そのため、教師が児童の話じっくり聞くことが困難な状況があることや、教職員間の連携が十分に行えない状況があることが考えられる。

(イ) 課題2 研修

専門的な知識や技能・方法等についての研修の必要性や、教育相談の必要性・重要性の理解、教職員の意識の変革のための研修の在り方等、校内研修の在り方が課題として挙げられている。

(ウ) 課題3 体制整備

教育相談に係る校内体制の整備に関する意見を次に示す。

- 児童や保護者は、教育相談窓口より、学級担任へ直接相談する。
- 学級担任の時間的・精神的負担が大きい。
- 学級担任を日常的に支援する役割の教職員やスクールカウンセラー等の専門家の配置等の必要性がある。
- 小規模校では、学級担任が教育相談担当や特別支援教育コーディネーターを兼ねることが多いので、体制の中心になって取り組むことが困難である。
- 特別支援教育と生徒指導の両面から、教育相談体制を整える必要がある。
- 個に応じた柔軟な対応が行えていない。

これら3点の課題解決のためには、教育相談の実施時期や方法の工夫、校内体制における教職員間の連携、中学校のスクールカウンセラーの活用等を、意図的・計画的に進めることが必要であると考えられる。そのためには、教育相談における年間計画を立案し、組織の役割分担を明確にすることが、校内のスムーズな連携、より有効な児童支援へとつながるのではないかと考える。

(4) 質問紙調査結果のまとめ

ア 教育相談体制の機能

今回の質問紙調査の結果から、広島市福山市を除く県内の小学校における教育相談体制は、概ね機能しているものと思われる。

「よく機能している」「おおむね機能している」と回答した学校と、教育相談担当の役割との関連については、検定(χ^2 検定)の結果、学校において、教育相談体制が機能していると回答した理由として、「児童の相談に対応」「学級担任の支援・援助」「教育相談に関わる研修の企画・運営」「校内連携のとりまとめ(連絡・調整)」ができていると捉えていることが分かった。

児童や保護者の相談対応、関係機関等との連絡調整、校内連携のとりまとめなどの役割は充実している一方、教育相談の年間計画の作成や研修の企画・運営の役割についてはあまり果たされていない状況が見られた。また、現状における課題として挙げられた内容には、「教育相談に関する研修」が最も多かった。この結果から、定期的な教育相談を行うための年間計画の位置付けや、専門的な知識や相談技能の習得、事例検討等の校内研修が必要であると考えられる。しかし、教育相談を進めていくうえで困難で

あると思われることでは、「専門的知識や技能，方法について学ぶ機会が少ない」と回答した割合が最も多く、「校内研修」を課題だと感じながら，研修の機会を増やすことに困難さを感じている現状があることが分かった。また，研修内容に関して児童理解のための専門的知識や教育相談に係る技能や方法について，研修の必要性を課題として捉えていることが分かった。

イ 教育相談担当の役割

教育相談担当（部も含む）の役割として，「広報活動」「年間計画作成」「研修の企画・運営」と回答した割合が低かったことから，計画的な教育相談に関する校内研修計画の作成と内容の充実が必要であると考えられる。また，課題で挙げられている保護者対応の在り方や方法は，校内研修を行うことで習得し，共通理解を図ることができる。それには，教員一人一人が教育相談の必要性を認識し，学校として，学校の現状に即した教育相談をどのように進めていくか，その体制を整えていくことが不可欠である。そのためには，教育相談を年間計画に位置付け，教育相談に関する校内研修を含め，学期・月ごとに示

すことが必要である。また，具体的な実施計画には，学級担任，教育相談担当教員，養護教諭，管理職等のそれぞれの立場からどのように進めていくかを示していくことが大切であると考えられる。

ウ 構成員

構成員は，質問紙調査の結果で多くの学校がメンバーとし， χ^2 検定でも有意であった「管理職」「生徒指導担当教員」「養護教諭」「特別支援教育コーディネーター」を挙げている。また，「機能を高めるための現状における課題」において挙げられていた「研修会の開催」「教職員間の共通理解」「教育相談の評価」「事例研究会の開催」等が必要であると回答した割合が高かったことから，これらを推進する役割を担う者として，「教育相談担当教員」を位置付けることを示した。また，組織的な対応の進め方を示し，事案が生じた際に学級担任あるいは養護教諭等が状況の把握後，組織的対応となり，学級担任任せにならないという流れを示した。

文献研究及び実態調査結果から，本研究が目指す機能する教育相談体制について，組織的な対応の進め方の流れを図30に示す。

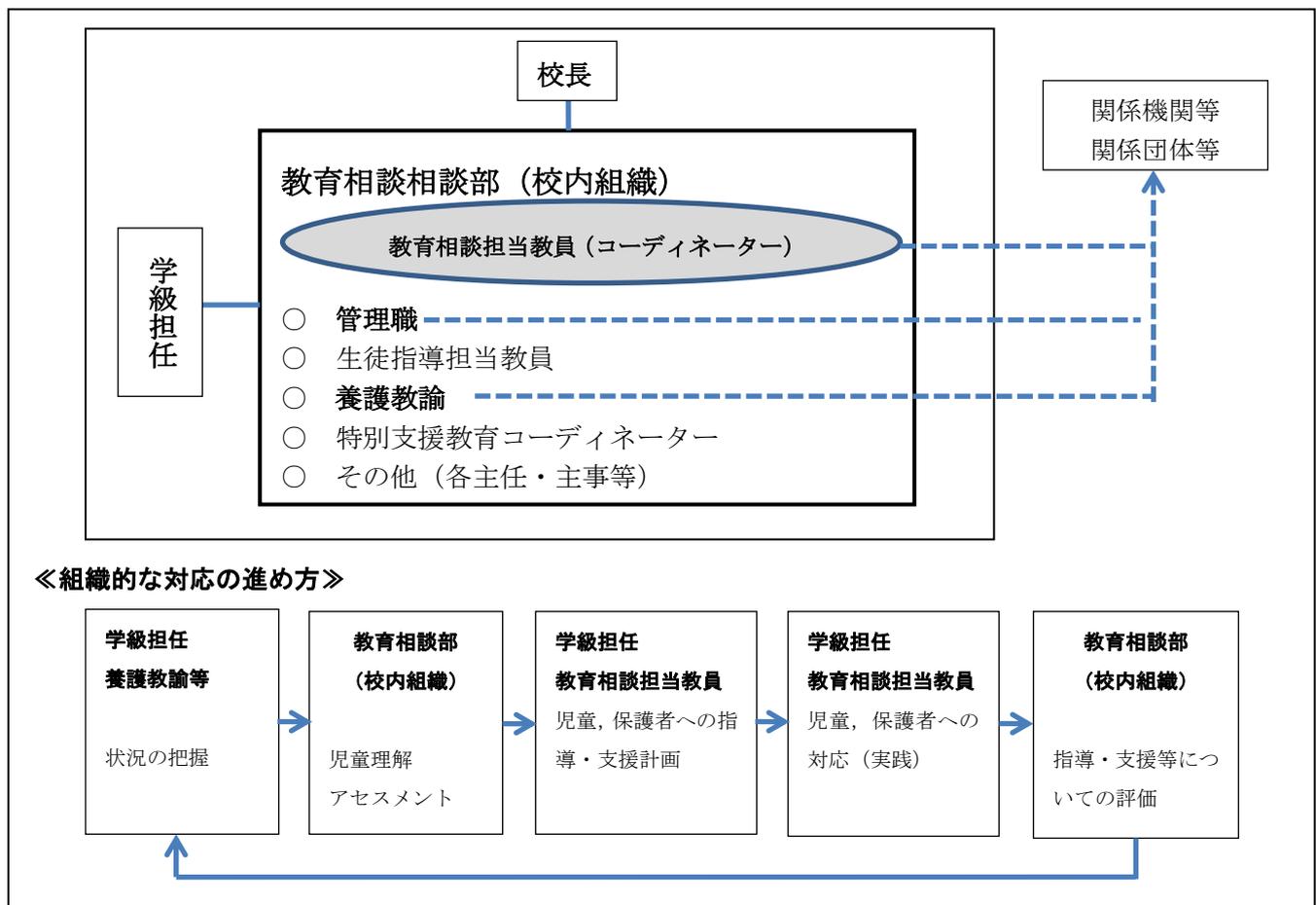


図30 機能する教育相談体制 ～組織的な対応の進め方～

IV 一年次の研究のまとめ

1 研究の成果

今年度は、文献研究及び実態調査から、教育相談体制に係る現状と課題を整理することができた。

教育相談体制に係る質問紙調査結果の分析から、県内公立小学校の教育相談体制の現状を次の4点にまとめることができた。

- 教育相談を担当する組織が分掌上位位置付けられていない学校が9.3%あること
- 組織の構成員は、学校の規模に関係なく、主に、管理職、生徒指導担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで構成されていること
- 当該児童への対応、学級担任への支援・援助、校内研修及び校内連携について役割分担がなされている学校ほど教育相談体制が機能していると感じていること
- 学校規模の違いによって、教育相談に係る年間計画の作成や校内研修の企画、教育相談に関わる広報活動に差があること

文献研究により、教育相談体制を確立するためには、管理職、リーダーシップをとる教育相談担当教員、生徒指導担当教員、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭などで構成させることが望ましいことが示唆された。また、質問紙調査の結果の分析からも同様の結果を得られた。

これらのことから、機能する教育相談体制の確立に資するモデル図を作成することができた。

2 二年次の研究に向けて

教育相談推進上の課題は、時間確保、研修、体制整備の3点であることが分かった。

作成した教育相談体制における組織的な対応の流れを基に、質問紙調査結果から分かった課題の解決を図るため、教育相談の校内組織における構成員の役割分担、教育相談に係る年間計画の作成、計画的な校内研修の実施とその有効性について検証し、機能する教育相談体制の構築に向けた取組を実施する。

おわりに

本研究は、小学校における校内での教育相談体制の現状や実態を把握し、本県小学校における校内の

教育相談体制の課題を明らかにし、その結果を踏まえ、機能する教育相談体制の構築に係る方策を提言することを目的としたものである。

小学校からの教育相談を組織的に進めていくことは、中学校での支援の充実につながる。今回の質問紙調査で把握した課題は、文献研究においても教育相談体制の課題として挙がっており、他県においても様々な取組や研修がなされている。本県において、小中一貫教育や小中連携が活発に行われている実態から、小学校での取組は確実に中学校へとつながるものと考え、本研究を進めていきたい。

終わりに、本研究を進めるに当たり御指導いただいた兵庫大学健康科学部の加藤和代准教授に感謝申し上げますとともに、研究に御協力いただいた熊野町立熊野第四小学校の佐伯房代教諭、尾道市立因北小学校の半田明美養護教諭、質問紙調査に御協力いただいた各教育事務所の皆様、各市町教育委員会の皆様及び公立小学校の皆様に心から感謝申し上げます。

【引用文献】

- 1) 教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成21年）：『児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－（報告）』
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toughin/_icsFiles/fieldfile/2010/01/12/1287754_1_2.pdf
- 2) 文部科学省（平成22年）：『生徒指導提要』教育図書 p. 92
- 3) 文部科学省（平成20年）：『中学校学習指導要領解説特別活動編』ぎょうせい p. 96
- 4) 文部科学省（平成22年）：前掲書 p. 95
- 5) 文部科学省（平成22年）：前掲書 p. 95
- 6) 文部科学省（平成22年）：前掲書 p. 96
- 7) 東京都教育相談センター（平成22年）：『思春期の生徒が充実した学校生活を送るために』
http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp/info_document/build_consult_add2.html
- 8) 鳥取県教育委員会事務局東部教育事務所教育局（平成26年）：『元気いっぱい 園・学校づくりのポイント集～校内研修の活性化による課題解決に向けて～』
<http://www.pref.tottori.lg.jp/219741.htm>
- 9) 教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成21年）：前掲書
- 10) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成18年）：『LD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある子どもへの支援のために 特別支援教育コーディネーター実践ガイド』
http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutu/pub_c/c-59.html

【参考文献】

広島県教育委員会（平成26年）：『平成25年度の広島県における生徒指導上の諸問題の状況について（速報）[全国数値入り]』

本田千恵・戸野香・林田正彦・利田亨次（平成17年）：「生徒指導・教育相談・教育相談体制の推進の在り方に関する研究Ⅰ」『研究紀要－第32号－』

本田千恵・戸野香・林田正彦・利田亨次（平成18年）：「生徒指導・教育相談・教育相談体制の推進の在り方に関する研究Ⅱ」『研究紀要－第33号－』

岩手県総合教育センター（2012）：『コンサルテーションの実際Ⅱ－チーム支援（作戦会議・コンサルテーション会議）をどう進めるか－』教育相談コーディネーター研修会資料

国立教育政策所生徒指導研究センター（平成16年）：『生徒指導資料第2集不登校への対応と学校の取組について－小学校・中学校編－』

奈良県立教育研究所 森下道夫・宮廻なをみ（平成24年）：『学校教育相談体制の在り方について－学校教育相談体制の構築から検証に至る取組の一考察－』平成23年度研究紀要・研究収録

西山久子・淵上克義（2008）：「学校組織における教育相談活動の定義と認識に関する研究－質問紙における記述回答の分析を通して－」『岡山大学教育学部研究収録137巻』教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成19年）：『児

童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－（報告）』

河村茂雄編著（2012）：『教育相談の理論と実際 よりよい教育実践をめざして』図書文化

文部科学省（平成22年）：前掲書

教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成21年）：前掲書

小林知可志・真木吉雄（2012）：「教育相談を生かした学校づくり－児童生徒一人ひとりが育つ学校経営－」『山形大学教職・教育実践研究7』

福田美智子・名島潤慈（2011）：「文部科学省の『生徒指導提要』における『教育相談』の検討」『研究紀要第32号』

黒田祐二編著（2014）：『実践につながる教育相談』北樹出版

文部科学省（平成22年）：『保健主事のための実務ハンドブック』

嶋崎政男（2014）：『入門学校教育相談 知っておくべき基礎基本と実際の対応』学事出版

文部科学省（平成23年）：『教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引』

独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成18年）：前掲書

岡山県教育センター（平成14年）：「小学校における教育相談の推進に関する研究」『研究紀要第234号』

資料

貴校における教育相談体制の現状についてお答えください。						
I	位置付け	問1 教育相談部（係）は、校務分掌上、どのように位置付けられていますか。 また、いずれにも該当しない場合は、その他に記入してください。	1	教育相談部として独立している		
			2	生徒指導部の中に位置付けられている		
			3	位置付けられていない		
			4	その他		
	構成メンバー	問2 校務分掌における教育相談担当の構成メンバーをお答えください。（複数回答）	1	校長	6	養護教諭
			2	教頭	7	生徒指導担当（主事）
			3	教務主任	8	特別支援教育コーディネーター
			4	学年主任	9	スクールカウンセラー
			5	学級担任	10	その他
	計画	問3 教育相談の年間計画はありますか。	1	はい	2	いいえ
	教育相談担当の役割	問4 教育相談担当（部も含む）の役割についてお答えください。（複数回答可）	1	児童の相談に対応		
			2	保護者の相談に対応		
3			学級担任の支援・援助			
4			教育相談の年間計画の作成			
5			教育相談に関わる研修の企画運営			
6			関係機関等との連絡・調整			
7			校内連携のとりまとめ（連絡・調整）			
8			教育相談に関わる広報活動			
9			その他			
相談室	問5 専用の相談室はありますか。	1	ある	2	ない	
	問6 教育相談は主にどのような部屋を利用して行っていますか。（複数回答可）	1	相談室	5	図書室	
		2	職員室	6	校長室	
		3	保健室	7	教室	
4		会議室	8	その他		
定期教育相談	問7 教育相談部（係）は、定期的に児童への相談面接を計画し、実施していますか。	1	実施している → 問9へ進んでください。			
		2	実施していない			
	問8 定期的には実施していない場合、その主な理由を選んでください。 ※ この問いは問7で「2 実施していない」と回答した者のみ回答する。 → 回答後、問10へ進んでください。	1	随時、必要に応じて実施しているから			
		2	時間を設定するのが難しい			
		3	方法がよく分からない			
		4	相談面接について考えたことがない			
		5	必要を感じないので			
		6	その他			
	問9 定期的な教育相談は、年間何回実施していますか。 ※ この問いは問7で「1 実施している」と回答した者のみ回答する。	1	年1回	5	月に1回程度	
		2	年2回	6	その他	
3		年3回				
4		年4回				

	研修会	問 10 校内で、教育相談にかかわる研修会（事例研究会を含む）を実施していますか。	1	実施している → 問 11 へ進んでください。		
			2	実施していない → 問 12 へ進んでください。		
	問題の把握	問 11 教育相談にかかわる研修会（事例研究会を含む）は、年間どのくらい実施しますか。 ※ この問いは問 10 で「1 実施している」と回答した者のみ回答する。	1	年 1 回	4	月に 1 回程度
			2	年 2 回	5	学期に 1 回程度
			3	年 3 回以上	6	その他
		問 12 児童の問題を早期発見、早期対応するために行っていることを記入してください。（複数回答可）	1	特に行っていない		
			2	児童の学校生活を把握するためのアンケート		
			3	悩みや困っていることのアンケート		
			4	相談週間等の設置		
			5	担任等による全員面接		
			6	欠席児童に対する校内での共通した取組（電話連絡・家庭訪問等）		
			7	その他		
貴校における校内や関係機関等との連携についてお答えください。						
II	校内の連携	問 13 教育相談にかかわることで、校内で連携を行っていますか。	1	いつも連携を行っている		
			2	必要に応じて連携を行っている		
			3	十分な連携が行われていない		
	関係機関等との連携	問 14 校内で連携するとき、誰と連携することが多いですか。（複数回答可）	1	校長	6	養護教諭
2			教頭	7	生徒指導担当（主事）	
3			教務主任	8	特別支援教育コーディネーター	
4			学年主任	9	スクールカウンセラー	
5			学級担任	10	その他	
					1	教育委員会
			2	教育センター	8	保健所（保健センター）
			3	適応指導教室	9	こども家庭センター
			4	発達障害者支援センター	10	警察
			5	特別支援学校	11	連携を行っていない
			6	市町の福祉機関	12	その他
問 16 中学校との連携を図るために取り組んでいることがありますか。あれば記入してください。						
貴校における教育相談体制の推進についてお答えください。						
III	教育相談体制の推進	問 17 現在の貴校の教育相談体制は機能していると考えますか。	1	よく機能している		
			2	おおむね機能している		
			3	あまり機能していない → 問 19 へ進んでください。		
	問 18 教育相談が機能していると思われる内容をお答えください。（複数回答可） ※ この問いは問 17 で「1 よく機能している」、「2 おおむね機能している」と回答した者のみ回答する。		1	児童に関する情報交換の場が設けられている		
		2	教職員間に相談しやすい雰囲気がある			
		3	校内に相談できる人がいる			
		4	校内研修の機会がある			
		5	定期的に教育相談を行っている			
		6	専門機関等との連携が適切に行われている			
		7	生徒指導担当（主事）との連携が図られている			
		8	養護教諭との連携が図られている			
		9	特別支援教育コーディネーターとの連携が図られている			
		10	その他			
	問 19 教育相談の機能を高めるために、貴校の現状における課題として考えられる内容をお答えください。（複数回答可）		1	教育相談担当を校内組織へ位置付ける		
		2	定期的に教育相談に関する連絡会等を開催する			
		3	教育相談に関する研修会を開催する			
		4	専門機関等との連携を図る			
		5	児童との触れ合いの時間を確保する			
		6	教職員間の共通理解を図る			
		7	事例研究会を設定する			
		8	教育相談の専門員（スクールカウンセラー等）を配置する			
		9	教育相談の評価を行う			
		10	その他			
	問 20 教育相談を進めようとするとき、困難だと思うことはどんなことですか。3つ以内で選んでください。		1	専門的知識や技能、方法について学ぶ機会が少ない		
		2	体制や実施するための計画が作成されていない			
		3	時間や場所などの条件が整っていない			
		4	関係の教職員、保護者、関係機関との連携が取りにくい			
		5	家庭の問題やプライバシーなどが複雑で対応が難しい			
		6	児童の問題行動が、学校教育の限界を超えていることが多い			
		7	児童や保護者が必要としていない傾向がある			
		8	指導や対応が評価されたり、批判されたりしないか心配である			
		9	その他			
問 21 その他、学校で教育相談を進めるうえで、課題と思われることについて記述してください。						